

ただ り かい
正しく理解
しましょう

しゅ わ
手話の

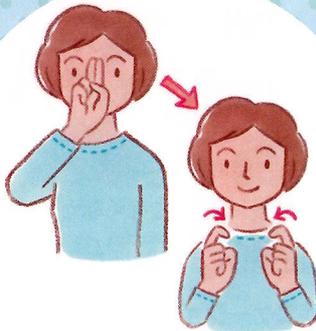
コミュニケーション

く しゅ わ げん ご じょう れい
～わたしたちの暮らしと手話言語条例～

かんしゅう しゅ わ にほんごきょうしつだひびょう
監修/テンダー手話&日本語教室代表

しゅ わ つうやくし にほんごきょうし すずき たか こ
手話通訳士・日本語教師 鈴木 隆子

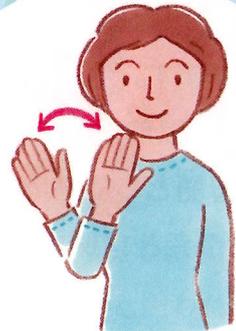
しゅ わ
手話であいさつしてみましょう



こんにちは



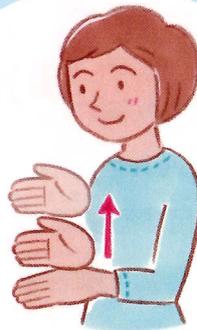
ねが
お願いします



さようなら



ごめんなさい



ありがとう

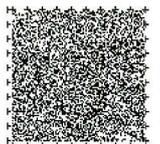


だいじょうぶ
大丈夫ですか

しゅ わ しゅ わ げん ご じょう れい
手話は、ろう者が大切に育んできた言語です。わたしたちみんなが手話について正しく理解
し、ろう者を含む全ての人が暮らしやすい町づくりを目指して、全国で「手話言語条例」の制
定が広がっています。

しん とう むら
榛東村

けん こう ほ けん か
健康保険課



手話とは？

手話はろう者の大切な言語です。

言語はお互いの気持ちを理解したり、さまざまなことを学んだり、社会に出て毎日を豊かに過ごすために欠かせないものです。手話はろう者の言語で、音声言語である日本語とは異なる視覚的な言語です。大きく分けて「日本手話」と「日本語対応手話」の2つの手話があります。

日本手話

独自の文法を持ち、自然言語として育まれてきた言語。

日本語対応手話

日本語の文法に合わせて手話を並べたもの。

「私は学校に行く」は
このように表現します

学校 / 行く / 私

私 / 学校 / 行く



ろう者とは？

聴覚障がい者は聞こえ方の違いなどから大きく「ろう者」「難聴者」「中途失聴者」の3つに分けられています。生まれつき、または3～4歳の言語獲得期以前に聞こえなくなった人で「日本手話」を母語として使用する人をろう者と言います。



その他の聴覚障がい

難聴者

耳が聞こえにくい人のことです。補聴器を使用して口話*によるコミュニケーションをとる人もいれば、筆談、手話などを使う人もいます。

中途失聴者

もともと聞こえていて、後に聞こえなくなった人のことを言います。難聴者と同じく、補聴器を用いた口話や筆談、手話でコミュニケーションをとります。

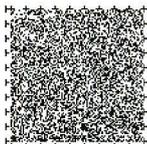
*相手の口を見て言葉を読み取る「読話」と、厳しい発音の訓練を受けた音声によるコミュニケーション方法。

なぜ「手話言語条例」の制定が広がっているの？

ろう者にとって、手話は他者と意思疎通を行い、自分らしく生きていくための重要な手段です。しかし、過去には手話が言語と認められず、手話を使用する環境が整えられない時代がありました。

こうした中で、2006年、国連総会が採択した「障害者の権利に関する条約」や2011年改正の「障害者基本法」で、『手話は言語である』と位置づけられました。

このように障がい者を支援するための法律の整備が進んでいるにもかかわらず、ろう者や手話に対する理解は深まっておらず、今でもろう者はさまざまな場面で困難に直面しています。偏見や差別をなくし、手話言語が広く社会一般に浸透していけるように、全国各地で「手話言語条例」が制定されています。





どんなことに困っているの？

聴覚に障がいがあっても、外見からは判断できないため、困っていても周囲に気づいてもらえないことがあります。音に反応しない人がいたら、「聞こえないのかも」と思って対応してみましょう。



車のクラクションや自転車のベルが聞こえない



病院などで名前の呼び出しが聞こえない



緊急時の音声アナウンスが聞こえない



災害時のサイレンや避難情報が聞こえない



声をかけられているとわからず、無視していると誤解される



補聴器をつけていれば完全に聞こえると思われる(補聴器があっても聞こえない場合があります)



どんなサポートができるの？

手話ができないからといって、ろう者に話しかけるのをためらうことはありません。もしまわりにろう者がいたり、困っているろう者を見かけたときには、以下のように対応してみましょう。

筆談

短い文で、わかりやすく簡潔に伝えます。紙がない場合、スマートフォンなどを使用しましょう。屋外なら地面に書くこともできます。



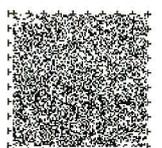
音声で会話

補聴器の利用や、明確な話し方をすることで、音声で会話をする人もいます。ゆっくり、はっきり言葉を区切って話しましょう。



空書き・指文字

空書きは空に文字を書くもの、指文字は日本語の50音を指の形であらわすものです。



わたしたちのまちの

手話言語条例



手話言語条例は、手話の普及と手話を使用しやすい環境を整備することを目的の1つとして
 います。ろう者に限らず、ろう者でない人も含む全ての人が尊重し合い、支え合って暮らしていける
 社会の実現を目指します。行政や事業者、そして、わたしたち一人ひとりが、自分にできることか
 ら取り組んでいくことが大切です。

＊ まちの取り組み

手話言語条例にのっとり、手話を使用できる環境の整備や、
 手話やろう者についての知識の普及、公共機関への手話通訳
 者の配置、また、さまざまな情報提供などを行います。



＊ 一人ひとりができること

ろう者や手話を使用することへの理解を深めましょう。手
 話サークルなどでは、手話を学んだり、ろう者とふれあうこと
 ができますので、参加してみるとよいでしょう。



＊ 事業者ができること

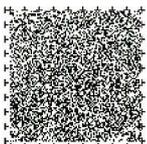
ろう者が利用しやすいサービスを提供しましょう。また、雇
 用の際はろう者の働きやすい環境を整えましょう。



手話言語条例の全国的な動きについては、
 全日本ろうあ連盟のホームページで確認できます。
 手話言語条例マップ(一般財団法人全日本ろうあ連盟)

<https://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>

＊ 聴覚障がい者の社会参加のためには、手話通訳士・手話通訳者が不可欠です。手話通訳に対するご理解
 をお願いいたします。



植物油インキを使用しています。
 F18001-2



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
 デザインフォントを採用しています。

禁無断転載 ©ライズファクトリー

秋季道路愛護を実施します

令和7年10月19日（日） 午前8時から

（延期の場合：令和7年10月26日（日） 午前8時から）

※ 原則として雨天決行ですが、台風等の荒天のときは延期する場合があります。

※ 延期の場合は、当日午前7時に防災無線と榛東村公式LINEでお知らせします。

- 事業内容 道路愛護活動は、地域住民が主体となって、日常使用している道路の美化と安全を図り、きれいなまちづくりに資することを目的として実施するものです。
- 作業区域 村内一円
- 作業内容 路面の清掃
路肩の除草
側溝の清掃
カーブミラーの清掃
交通の支障となる竹木の枝切り など
- 土砂等の処理
 - 土砂に混入しているゴミは、可能な限り分別をお願いします。
 - 土砂や草などは、中学校の西側の村有地に搬入してください。
- お 願 い
 - 清掃などの作業に必要な道具は、ご自身で準備してください。
 - ご自身と周囲の安全を十分に確保した上で作業してください。
 - 現場状況に応じて、安全対策を講じた上で作業してください。

道路愛護に関するお問い合わせは

榛東村役場建設課 TEL0279-26-2609まで

テニス教室開催のお知らせ

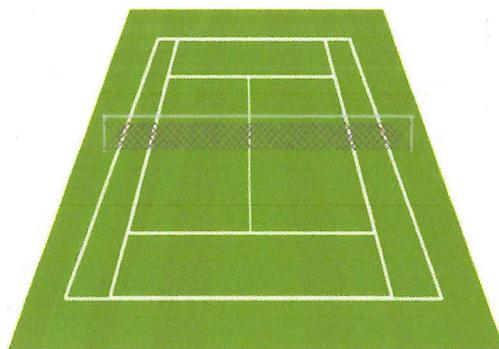
榛東村スポーツ協会

テニス部

榛東村テニス部(硬式)では「令和7年度秋季テニス教室」の参加者を募集しています。詳細は下記のとおりです。是非ご参加下さい。

記

1. 期 間 : 9月6日(土)、9月13日(土)、20(土)、27(土)の4回
2. 時 間 : 午後7時00分～9時00分
3. 場 所 : しんとう総合グラウンドテニスコート(ナイターA,B,C,Dコート)
4. 対象者 : 小学生以上の村内在住者・在勤者
(小学生については、スポーツ少年団「テニス」で毎週土・日午前練習)
5. 参加費 : 無料
6. 講 師 : 村上 貴 (日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ2)
・他 榛東テニス部員 (連絡先:090-1400-7887)
7. 服装等 : 運動できる靴と服装であれば、なんでもOK
ラケットをお持ちでない方には無料貸出いたします。
8. 申込み : 希望者は、住所、氏名、連絡先、生年月日を明記のうえ教育委員会事務局に電話で申し込むか、直接コートに来てください。
(榛東村教育委員会事務局 0279-26-2765)
9. 内 容 : テニスの基礎からゲームが楽しめるところまでクラス分けしてレッスンします。家族そろっての参加お待ちしております。



回 覧

各 位

令和7年8月22日

榛東村長 南 千晴
(住 民 生 活 課)

「井戸所有世帯」の調査について

平素は、環境行政等に御協力をいただき、深く感謝申し上げます。
さて、標記の件につきまして、群馬県が実施する「地下水質概況調査」の調査対象井戸を選定するため、井戸所有世帯の調査依頼がありました。

つきましては、現在「井戸」をお持ちの世帯（過去に同調査で選定した井戸は除く）がありましたら、榛東村 住民生活課まで御連絡下さい。

なお、今年度の調査対象井戸は選定済みのため、今回ご連絡をいただいた井戸につきましては、来年度以降の選定に使用させていただきます。御了承ください。

皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。



【問い合わせ及び連絡先】

榛東村 住民生活課 0279-26-2494
担当：岩崎・高橋



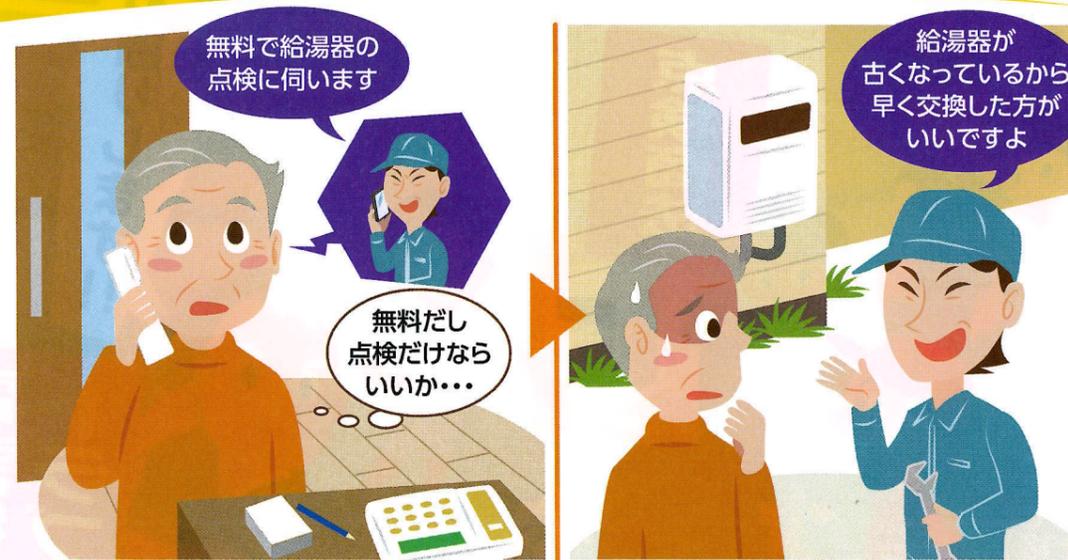
「地下水質概況調査」について

群馬県 中部環境事務所 027-219-2020
群馬県 環境保全課 027-226-2835

「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!!

点検商法

「早く交換した方がいい」など不安をあおられ契約を迫られた!



ここに注意

- その場で判断しない。
- 点検と言われても安易に信じない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

見逃さない

- 「本当に必要な?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。
- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。



分電盤・リフォーム(外壁・床下・屋根)などでも同様のトラブルがあります。

通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



ここに注意

- SNSやネット上の情報を安易に信用しない。
- 安さを強調した広告に注意する。
- 注文確認前に、購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショット*で保存する。

見逃さない

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。



通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

*パソコンやスマートフォンなどの画面上に表示されている情報を画像として記録する機能のこと。

架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



ここに注意

- 見覚えのない電話番号にはすぐに出ない。
- 安易に住所、氏名、生年月日など個人情報教えない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

見逃さない

- 防犯機能付電話機の活用を促す。

消費者ホットライン
局番なし ☎188

電話勧誘トラブル

海産物購入をしつこく勧められた!



ここに注意

- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否する。
- 代金は絶対に支払わない。

見逃さない

- 見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキなど文書で通知することもできます。

クーリング・オフ手続きについて(メール等の場合)



契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に通知します。



送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。



支払った代金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキなど文書で通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。あきらめないで、まずは相談を!

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター(日曜日、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎1階 ☎027-223-3001

○月～金曜日：9時～16時30分(電話、来所) ※来所相談は予約制
○土曜日：9時～12時/13時～16時30分(電話のみ)

●前橋市消費生活センター	☎027-898-1755	●安中市消費生活センター	☎027-382-2228
●高崎市消費生活センター	☎027-327-5155	●みどり市消費生活センター	☎0277-76-0987
●桐生市消費生活センター	☎0277-40-1112	●甘楽町消費生活センター	☎0274-74-3306
●伊勢崎市消費生活センター	☎0270-20-7300	●玉村町消費生活センター	☎0270-20-4020
●太田市消費生活センター	☎0276-30-2220	●板倉町消費生活センター	☎0276-82-7830
●沼田市消費生活センター	☎0278-20-1500	●明和町消費生活センター	☎0276-84-3299
●館林市消費生活センター	☎0276-72-9002	●大泉町消費生活センター	☎0276-63-3511
●渋川市消費生活センター	☎0279-22-2325	●邑楽町消費生活センター	☎0276-47-5047
●藤岡市消費生活センター	☎0274-20-1133	●吾妻郡消費生活センター	☎0279-75-1166
●富岡市消費生活センター	☎0274-63-6066		

榛東村住民生活課からお知らせ

榛東村児童館の機能移転について 説明会を開催します

榛東村児童館は、昭和58年に建設され、以来42年にわたり、遊びを通じた子ども達の心身の健やかな成長・発達の促進を図るとともに、安全・安心な子ども達の居場所として、長年にわたり住民に親しまれてきました。

時代の流れとともに、児童を取り巻く環境が大きく変わる中、村では、施設の安全性及び利便性をはじめとした児童館の在り方を検討することになりました。その結果、児童館は、その機能を本年12月にオープンとなる防災中枢機能施設（仮称）に移転することが決定しました。

つきましては、これらの経緯や今後の方針について、利用者や保護者の方に対し説明会を開催しますので、ご参加ください。

日時 令和7年9月13日（土）

午後2時から

場所 榛東村児童館



問い合わせ先

榛東村住民生活課

(0279-26-2494)

令和8年度 保育園・認定こども園

入所募集のご案内



令和8年度の保育園・認定こども園の入所募集についてご案内します。
 詳細は村ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

4月からの入所を希望する方、または5月以降に入所希望で育児休業明け復職により保育を希望する方

5月以降に入所希望で育児休業明け復職以外の理由で保育を希望する方

申込書配布期間
 9月1日(月)～(各園及び住民生活課で配布します)

申請受付期間

9月8日(月)～9月30日(火)

各園：平日 8時30分～17時30分

住民生活課：平日 8時30分～17時15分

提出先

新規申込者…住民生活課

継続認定及び1号認定希望者…希望園



申請受付期間

令和8年2月～

入所希望月の2ヶ月前

まで

<p>入所要件について</p>	<p>以下の全ての条件を満たす方が申請できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所月の初日までに本村に住所登録があること。 ・保護者が就労等で児童を保育することができない家庭であること。(2・3号認定) <p>※認定こども園の教育機能部分(1号認定)を希望する方は就労等の要件はありません。</p>
<p>保育時間について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～土曜日…7時～18時 (保育短時間の場合8時～16時) ・延長保育(希望者)…18時～19時
<p>保育料やその他の料金について</p>	<p>令和6年4月より、榛東村に在住している児童は保育料が無料となりました。</p> <p>このほか以下の料金等が発生します。</p> <p>※主食費1,000円/月、副食費4,900円/月(第3子以降は無料)</p> <p>※保護者会費500円/月、絵本代400円程度(ほか写真代など)</p>
<p>保育園・認定こども園の様子を知りたい</p>	<p>保育内容に関することや見学等は各園へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榛東北部こども園 (TEL: 0279-54-2900) ・榛東中央こども園 (TEL: 0279-55-0008) ・榛東南部こども園 (TEL: 0279-54-2572) ・ひこばえ保育園 (TEL: 0279-26-9821)



▶お問い合わせは、榛東村役場住民生活課 (TEL: 0279-26-2494)

※裏面に幼稚園の募集要項がありますのでご覧ください。



令和8年度 しんとう幼稚園

園児募集のご案内



令和8年度のしんとう幼稚園の園児募集についてご案内します。
 詳細は村ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

令和8年4月からしんとう幼稚園に入園を希望する方

- 3歳児（定員20名）…令和4年4月2日～令和5年4月1日までに生まれた幼児
- 4歳児（定員30名）…令和3年4月2日～令和4年4月1日までに生まれた幼児
- 5歳児（定員35名）…令和2年4月2日～令和3年4月1日までに生まれた幼児

申請書配布期間

9月1日（月）～ 幼稚園及び教育委員会事務局学校教育課で配布します



申請書受付期間

9月8日（月）～9月30日（火） 提出先 しんとう幼稚園
 平日8時30分～17時15分

※現在、幼稚園に在園されている方でも、継続して利用を希望する場合は申込みが必要です
 ※入園申込書を提出する際は、お子さんと一緒に幼稚園へお越しください



入園内定 : 令和7年11月上旬頃に入園内定通知を送付します
 入園決定 : 令和8年1月上旬頃に入園決定通知を送付します

教育時間について	（通常教育時間）8時30分～14時 ※就労等に伴う子育て支援の一環として、預かり保育を実施しています。 預かり保育時間…7時～8時30分、14時～18時
預かり保育料	就労等に伴う預かり保育料…無料 一時預かり保育料 …1人1時間あたり100円 （夏季休業日等の8時30分～14時は、1人1時間あたり50円）
保育料やその他の料金について	幼児教育無償化となりましたが、料金が発生するものもございますので御注意ください。 ※給食費4,200円/月（18歳以下の子を3人以上扶養している場合、第3子以降は無料） ※PTA会費600円程度/月、絵本代400円程度（ほか写真代など）
園の様子を知りたい	保育内容に関することや見学等は幼稚園へ直接お問い合わせください。 しんとう幼稚園（TEL：0279-54-3211）

▶お問い合わせは、榛東村教育委員会事務局 学校教育課（TEL：0279-26-2762）

※裏面に保育園・認定こども園の募集要項がありますのでご覧ください。